

土岐地球年代学研究所
植栽管理作業

仕 様 書

1. 件名

土岐地球年代学研究所 植栽管理作業

2. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）東濃地科学センター土岐地球年代学研究所構内の景観を維持・向上するため、年間を通じて植栽の管理および環境の美化を行うものである。

3. 作業実施場所

岐阜県土岐市泉町定林寺 959-31

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

東濃地科学センター 土岐地球年代学研究所

4. 作業期間

至 令和9年 3月 19日

5. 作業内容

・除草・剪定 . . . 別添①除草・剪定 参照

・施 肥 . . . 別添②施肥 参照

・薬剤防除 . . . 別添③薬剤防除 参照

※作業場所は別添④植栽管理平面図 参照

6. 支給物品及び貸与品

(1) 支給品

本作業で使用する水・電気は、原則として可能な範囲で無償支給とする。

(2) 貸与品

なし

7. 適用法規・規則等

7. 1 法規等

(1) 労働安全衛生法

(2) 労働安全衛生法施行令

7. 2 原子力機構の規則等

(1) 研究開発拠点通達「請負作業等の安全管理について」

(2) 研究開発拠点通達「作業の安全管理等に係る手続きについて」

(3) 研究開発拠点通達「リスクアセスメントの運用について」

(4) 研究開発拠点通達「作業責任者等認定制度の運用について」

(5) 研究開発拠点規則「東濃地科学センター事故対策規則」

(6) その他、本受注業務に関して適用又は準用すべき全ての原子力機構の規則等

8. 提出書類

受注者は、遅滞なく「一般提出書類リスト」の書類を提出すること。

一般提出書類リスト

書類名	部数	提出時期	備考
請負作業計画書	1	着手 7 日前迄	機構様式
作業員名簿	1	〃	〃
安全衛生チェックリスト	1	〃	〃
リスクアセスメント	1	〃	〃
作業工程表	1	作業 3 日前迄	各作業期間の工程
材料等証明書	1	その都度	
作業報告書	1	〃	
その他	指示する 部数	〃	原子力機構の指示する もの

(提出場所)

岐阜県瑞浪市明世町山野内 1-63

原子力機構 東濃地科学センター 保安・施設管理課

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書に定める作業内容が実施されたと認めた時を以て、検収とする。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 遵守事項

- (1) 受注者は業務の実施に当たって、業務に係る関係法令を遵守するとともに、原子力機構が定める、次の規定を順守すること。
 - ・作業責任者等認定制度の運用について
- (2) 受注者は作業開始前までに、上記「(1)」に必要な「作業責任者認定制度」に基づく教育を受講し、作業責任者認定の確認を受けること。
- (3) 作業は原則として平日 8:30～17:00 に実施すること。
- (4) 作業場所周辺の施設・物品等を破損することないよう注意すること。万が一破損した場合には、速やかに補修・弁償すること。
- (5) 作業に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、受注者の負担と責任において遅滞なく行うこと。

- (6) 受注者は、安全関係法令を遵守し、安全管理を受注者の責任において行うこと。
- (7) 日本国籍以外の者を作業に従事させる場合は、作業着手2週間前までに作業員名簿を提出すること。

12. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

13. 作業上の注意事項

- (1) 本作業においては、計画（予定）外作業は原則として禁止とする。但し、計画外作業または手順の変更が発生した場合は、作業を一時中断し「請負作業計画書」の改定版を作成し、原子力機構の承諾後、変更手順や注意点等を作業員に十分に周知徹底した後、作業に着手すること。
- (2) 原則として休日（土日及び祝祭日）の作業は行わないものとするが、作業安全管理上やむを得ない場合等においては、原子力機構と協議を行うことにより実施可能な場合がある。
- (3) 本作業において火気（溶接、溶断、グラインダー、暖房器具）を使用する場合は「火気取扱申請書」を事前に原子力機構へ提出し、許可を得ること。なお、火気を使用する際には、適切な防火対策、管理を行うこと。
- (4) 本作業において、除去材、撤去材等の不用物が発生した場合は、速やかに用地外へ搬出し、関係法令等に従って適切に処理を行うこと。
- (5) 本作業で使用する機械や電動工具等は使用するその毎に受注者が使用前点検を必ず実施し、健全性が確認されたものを使用すること。
- (6) 自動車が駐車している周辺で作業を行う場合には、事前に、機構担当者を通じて関係者へ車両の移動を依頼するなどの処置を取ってから実施すること。

14. 検査員及び監督員

検査員

一般検査 管財担当課長

監督員

東濃地科学センター 保安・施設管理課長

15. 機密保持

受注者は、本件を実施するために原子力機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。

以上

別添①

除草・剪定

作業項目	対象	施工方法	数量	回数	備考
芝生除草	芝 生	人力抜根除草	443 m ²	2	
寄植除草	ツツジ類	人力抜根除草	185 m ²	3	
低木除草	ツツジ類	人力抜根除草	27 m ²	3	
除草A	法面部他	機械除草	3,674 m ²	2	※ 1
除草B	アスファルト舗装面	人力抜根除草、除草剤散布	70 m ²	3	舗装割れ目部の除草 ※ 2
除草C	側溝両側	人力抜根除草、除草剤散布	253 m ²	3	側溝両側の除草 ※ 2
芝刈	芝 生	機械刈	876 m ²	4	
寄植剪定	ツツジ類	人力又は機械※ 3	185 m ²	2	
低木剪定	ツツジ類	人力又は機械※ 3	27 m ²	2	
生垣（中木）剪定	サザンカ	生垣機械 刈整姿工	43 m	2	
針葉樹剪定	マツ	軽剪定	7 本	1	
	マキ	軽剪定	1 本	1	
	カイズカ	基本剪定	20 本	1	
	ヒマラヤスギ	基本剪定	1 本	1	
落葉広葉樹剪定	シャラ	基本剪定	1 本	1	
	サクラ	軽剪定	7 本	1	
	ヒトツバタゴ	基本剪定	1 本	1	
常緑広葉樹剪定	モッコク	基本剪定	2 本	1	
	ツゲ	基本剪定	2 本	1	
	キンモクセイ	基本剪定	1 本	1	
	クロガネ	基本剪定	1 本	1	
	サザンカ	基本剪定	18 本	1	

※ 1：発生した枝木・草等は、機構担当者が指定する各場所へ運搬し集積すること。

※ 2：側溝内に刈り取った草や落ち葉が残らないように清掃すること。

※ 3：除草剤の散布はアミノ酸系、尿素系などを基本とし、他の植栽や周辺環境に悪影響を及ぼさないよう対策を講じること。また、使用する除草剤は材料承諾願を提出し、事前に原子力機構の承諾が得られているものを使用すること。

※ 4：剪定は、仕上がりや作業員の安全を考慮して、機械刈りとしてもよい。

別添②

施 肥

対象植栽名	施肥仕様	施肥数量	数量	回数
芝	普通化成 相当品 (N:P:K=8:8:8)	90g/ m ²	876 m ²	1
寄植 (ツツジ類)	ハイコントロール 650 相当品	100g/ m ²	185 m ²	2

※ 使用する肥料は、上表の仕様のもの又は、上表の仕様と同等のものに関わらず、材料承諾願を提出し、事前に原子力機構の承諾が得られているものを使用すること。

薬剤防除

作業項目	薬剤仕様※ ²	薬剤数量※ ¹	数量	回数
芝	ザイトロンアシン液剤相当 アージラン液剤相当 サーファクタントWK相当 シバゲンD F相当	0.06ℓ/100 m ² 0.06ℓ/100 m ² 0.037ℓ/100 m ² 2 g /100 m ²	443 m ²	2

※ 1 : 薬剤数量は、1000 倍溶液の場合を示す。

※ 2 : 使用する薬剤は、材料承諾願を提出し、事前に原子力機構の承諾が得られているものを使用すること。